



臨時給付金を支給します 対象者の方は申請忘れずに

町では、「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」の申請受け付けを開始します。この2つの給付金は、平成26年4月から消費税および地方消費税の税率が8割に引き上げられたことに伴い、暫定的・臨時的な措置として支給されるものです。

◎臨時福祉給付金

▽支給対象者 平成26年度分の住民税が非課税の方
※ただし▼課税されている方に生活の面倒を見てもらっている▼生活保護の受給者である——場合は対象外です。

▽支給額 1人1万円

▽加算対象者の場合の加算額

①老年基礎年金などの受給者

：1人5千円

②児童扶養手当などの受給者

：1人5千円

※加算対象者については▼①は平成26年3月の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いのある方▼

②は平成26年1月分の手当などを受給している方——

です。

◎子育て世帯臨時特例給付金

▽支給対象者 ▼平成26年1月の児童手当・特例給付を受給▼平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満——のいずれも満たす方

▽対象児童 支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童

※「臨時福祉給付金」の対象となる児童、生活保護の受給者となつていない児童は除きます。

▽支給額 対象児童1人1万円

◆申請方法 支給対象と思われる方には、7月初旬に申請書を送付しますので、必要事項を記入の上提出してください。

※子育て世帯臨時特例給付金の公務員の方の申請については、職場より申請書と児童手当受給状況証明書が配付されますので、申請書に記入の上証明書と一緒に提出してください。

◆受付開始日 7月10日

◆申請先・問い合わせ

・臨時福祉給付金：町健康福祉課（☎82-3111内線149）

・子育て世帯臨時特例給付金：町町民課（内線124）

です。

交通災害共済にご加入を

県市町村総合事務組合では、市町村交通災害共済の加入申し込みを受け付けます。行政区長が7月に加入申込書を持って各家庭に伺いますので、加入を希望する方は掛け金を添えて申し込みください。

※加入申込書が届かない方や、直接郵送で届いた方は、金融機関窓口（岩手銀行、北日本銀行、郵便局、漁協、農協など）へ直接申し込み、町町民課で申し込みください。

▷掛け金 1人400円（年額）

▷共済期間 8月1日～来年7月31日

▷見舞金の支給対象 自動車、バイク、自転車などによる国内で起きた交通事故（単独事故を含む）

※天災による事故や、加入者の故意によるものは対象外です。

▷金融機関で手続きする場合の受付期限 9月30日

◆問い合わせ 町町民課生活安全チーム（☎82-3111内線126）へ。

◆見舞金の支給額

交通災害の程度		見舞金の額
死亡または身体障害等級1級などに該当する重度障害		110万円
傷害	入院（1日につき）	2,000円
	通院（1日につき）	1,000円

※ほかの保険・共済制度から給付があっても、見舞金が支払われます。

経済センサス・商業統計調査にご理解ご協力を



総務省および経済産業省では、平成26年経済センサス基礎調査と商業統計調査を一体的に実施します。該当事業所には6月末までに調査票をお届けします。

◆どの基礎的構造を明らかにするものですか。

◎商業統計調査とは

商業を営む事業所について、産業分類別、従業者規模別などで、従業者数や商品販売額などを把握し、商業の実態を明らかにするものです。

◆お問い合わせ

町総務課（☎82-3111内線429）へ。

事業所および企業の活動を調査し、すべての産業分野における事業所・企業の従業者規模な